

目次・使い方

未来のわたし

わたしの基本情報

わたしの希望

わたしの歴史

メッセージ

■ 法定相続人の範囲

死亡した人の**配偶者**は、常に法定相続人になります。
配偶者以外の人は、下記の順序で配偶者と一緒に相続人になります。 □男性
○女性

第1順位 死亡した人の子供
その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系尊属（子供や孫など）が相続人となります。

※子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供の方を優先します。

法定相続分
相続人 A 1/2
1/2を人数で均等に分割

第2順位 死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）
父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先します。

法定相続分
相続人 A 2/3
1/3を人数で均等に分割

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹
その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子**誤**が相続人となります。

※甥姪が死亡しているときは、甥姪に子供がいても相続しません。

法定相続分
相続人 A 3/4
1/4を人数で均等に分割

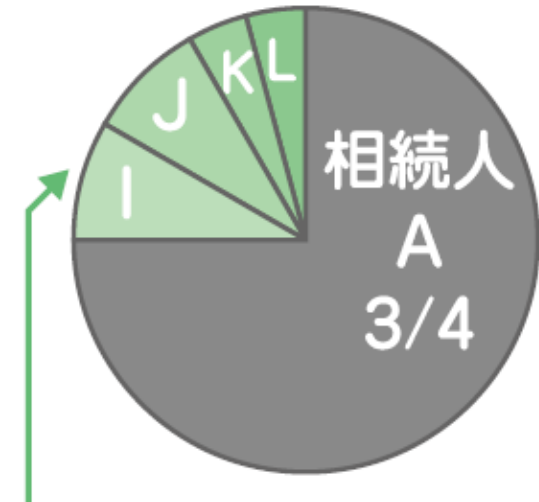
内縁関係の人は、相続人に含まれません。また、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。

必ずこの相続分で遺産の分割をしなければなりません。

34

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

〔正〕 法定相続分



1/4を兄弟姉妹で均等に分割。兄弟姉妹が死亡している場合、その子供で均等に分割。